

心豊かな世代が育つ

童話の里づくり

447

ーシリーズー あなたの人権・わたしの人権

『小さいことから』

小田小学校

6年

ながの

結南

六年生になって、私たちは社会科で「日本国憲法」について学習しました。

憲法には、「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」という三つの大きな柱があります。

道徳の時間に、この三つの柱は守られているか話し合う機会がありました。

まず「平和主義」について考えました。日本は第二次世界大戦後、七十七年間戦争をしていないことから、何とか守られているとの結論になりました。

次に「国民主権」は、国民には選挙権があり、国をつくる政治に参加できるので、守られていると結論づけました。

「基本的人権の尊重」、これは一人ひとりが幸せになる権利が守られているかで考えました。

残念ながら守られてはいないという結論になりました。なぜなら、いじめや差別で悲しんだり苦しんだりしている人が存在し、社会問題になっているからです。

そこで、日本国内の差別について、クロムブックを使ってみんなで調べました。

「障がい者」「高れい者」「女性」などを対象としたさまざまな差別の存在がありました。

その中で「部落差別」という差別がありました。意味ははっきりとつかめませんでした。

六月三十日、玖珠町りんぼ館へ施設の働きについて学習するため、見学に行きました。りんぼ館の田坂先生がいろいろなことを教えてくれました。

特に心に残ったことは、「部落差

別」です。

お店で買い物をする時、お店の人が代金を直接手で受け取らず、ひしやくで受け取ったりして、きたないものというにん識をされている人がいたという話をしてくれました。

それを聞いて、私はとても「ひどいな」と思いました。同じ人間なのに、きたないものあつかいで、人としてみとめられていないのは、とても悪いことだと思いました。

ようち園の時、生まれつき障がいがある友だちがいました。

まわりの友だちに対して、やってよいことと、そうでないことを理解するのが苦手でした。

ある時、その友だちが一人の友だちをたたいてしまいました。それをきっかけに、まわりの友だちから無視やいじわるをされるようになりました。

私は、たいていしまったのは悪いけれど、そこまでしなくてもいいのにと思いました。見ていて胸が苦しかったのを覚えています。

でも、それを止められませんでした。

このように、私のまわりにもいじめや差別などだれかが悲しむでき

とがあります。

友だちの言いたいことや思っていることを考えたり、それを別の友だちに伝えたり、時には勇気を出して注意したり、自分のできることや小さいことから行います。

本町では、昨年度より小学六年生を対象に、全小学校に人権学習の一環として「隣保館ってどんなところ？」と、題した人権学習を行っています。

隣保館で学習したり、職員が小学校に出向いたりして学習を深めています。

この人権作文について、意見や感想、激励など、お寄せください。また、みなさんの投稿もお待ちしております。

わたしたちをとりまく様々な不合理や差別性について気づいたことや感じたことを、二〇〇字程度にまとめて、住所、氏名、連絡先電話番号を記入して(匿名可)、玖珠町教育委員会社会教育課「あなたの人権・わたしの人権」までお届ください。

